

聖隷クリストファー大学オープンアクセス方針実施要領

(趣旨)

第1条 聖隷クリストファー大学(以下「本学」という。)は、本学の教育研究活動において生産された研究成果を学内外に公開することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、その成果を社会に還元するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(1)本方針の趣旨

本方針は、本学の教員による自発的な研究成果の公開を促すために、本学が大学組織全体として学内外へ意思表示を行うものであり、本学は「聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ」(以下「リポジトリ」という。)を通じてオープンアクセスを実現します。なお、本方針は、教員の意思に反して研究成果の公開を求めるものではありません。

(2)オープンアクセス

オープンアクセスとは、研究成果に対して誰もがインターネットを介して無料でアクセスして利用できるようにすることです。オープンアクセスによって、単に情報アクセスの平等が推進されるだけではありません。研究成果の共有と再利用が進むことで、さらに学際的な研究やイノベーションの創出を促進し、その成果を社会に還元するという波及効果があります。論文をオープンアクセスにすると、著者にとってもメリットがあると考えられます。

- ◆インターネット上で全世界の人に無料で論文を読んでもらうことができます。
- ◆論文が引用される可能性が高まります。
- ◆研究成果を社会に還元し、活用することにつながります。
- ◆自分の論文をいつでも確認することができます。

オープンアクセスは、グリーン・オープンアクセスとゴールド・オープンアクセスの2種類あります。

◆グリーン・オープンアクセス

機関リポジトリで出版社版または著者最終稿が無料公開されています。

◆ゴールド・オープンアクセス

出版者ウェブサイトでオープンアクセス出版されています。

聖隷クリストファー大学オープンアクセス方針は、本学の機関リポジトリであるリポジトリに研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指すものです。

▶ ゴールド・オープンアクセス

著者が論文投稿料(Article Processing Charge : APC)を負担することによりオープンアクセスにする方法。APCにより、雑誌自体がオープンアクセス出版となっているものや、著者が論文単位でオープンアクセス・オプションを選択できる購読型がある。

(定義)

第2条 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公的研究資金とは、競争的研究資金、公募型の研究資金等をいう。
- (2) 研究成果とは、出版社、学協会、学内部局等が発行した出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、及び紀要論文等として掲載された学術情報をいう。

(1)公的研究資金の定義

公的研究資金の定義は、内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」(2015年3月)の定義によります。

(2)研究成果の範囲

本方針では、出版社、学協会及び学内各部署等が発行する出版物に、学術雑誌論文、会議発表論文、および紀要論文として掲載された学術情報をオープンアクセス化の対象としています。

ただし、方針の対象外の研究成果であっても、「聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ運用規程」(以下「リポジトリ運用規程」という。)で定められている登録範囲の研究成果の登録を推奨します。

「リポジトリ運用規程」第2条(2)の修士論文、課題研究論文、卒業論文は、研究科長、学部長等の推薦により、リポジトリに研究成果を登録することが可能とします。

※共同研究成果

学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。Corresponding Author、First Author、Last Authorといった立場の方が本学に在籍していない場合も、本学教員が共著者として名前を連ねている研究成果は対象となります。

※学内紀要・年報、大学関係学会誌・論文集等に掲載された研究成果について

既に、リポジトリに継続的に登録・公開されている学内紀要・年報、大学関係学会誌・論文集等に掲載された論文については、個別に登録申請する必要はありません。新しい号が発行される毎に、発行元より図書館にデータが一括して送付され、図書館で登録を行っています。

- ◆『聖隷クリストファー大学看護学部紀要』
- ◆『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』
- ◆『リハビリテーション科学ジャーナル』
- ◆『聖隷クリストファー大学紀要(看護短期大学部)』
- ◆『聖隷クリストファー大学国際教育学部研究紀要』
- ◆本学が学位を授与した博士論文
- ◆科学研究費研究成果報告書
- ◆共同研究費配分採択研究成果報告書
- ◆『地域連携推進センター年報』
- ◆『図書館報』
- ◆『せいれい看護学会誌』
- ◆『聖隷社会福祉研究』
- ◆『聖隷国際教育研究』
- ◆『聖隷国際教育学会報』

参考)内閣府・国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会報告書「我が国におけるオープンサイエンス推進のあり方について」p.15

(3)「公的研究資金を用いた研究」の定義及び研究データの範囲

①「公的研究資金を用いた研究」の定義

競争的資金及び公募型の研究資金に該当するものとする。また、国費が投入されている独立行政法人及び国立大学法人等の運営費交付金等を100%活用した研究活動等も対象とすべきである。

(研究成果の公開)

第3条 本学は、公的研究資金を用いた研究による成果を含めた教員の研究成果(以下「研究成果」という。)を、本学学術情報リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)によって公開することを原則とする。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

(1)「教員」の範囲

本方針によりリポジトリへの研究成果登録を推奨される「本学に在籍する教員」は、常勤の教授、准教授、講師、助教及び助手を指します。なお、本学に在籍する教員が他機関へ異動した後も、在籍時に発表し、リポジトリに登録した論文は引き続き保存・公開されます。

また、方針の対象とならない教職員・学生についても、自発的にリポジトリに研究成果を登録することが可能です。リポジトリに研究成果が登録できるのは、リポジトリ運用規程第3条の「リポジトリにコンテンツを登録できる者」に定められており、本方針より範囲が広がっています。

臨床教授等は、学部長あるいは学会長など発行責任者の推薦により、リポジトリに研究成果

を登録することが可能です。「リポジトリ運用規程」第3条(4)、その他、図書館長が特に認めた者を適用します。

(2)研究成果の著作権

研究成果をリポジトリに登録することによって著作権の所在が変わることはありません。登録前の著作権者が著作権を保持します。リポジトリで公開された研究成果は、特に表示がない限り、私的使用のための複製や引用等の著作権法に規定されている範囲内でのみ利用されます。

○ 学外研究者との共同研究成果も本方針の対象となります。

(適用の例外)

第4条 著作権及び知的財産権の実施等のやむを得ない理由でリポジトリによる公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を公開しない。

(1)非公開の申請

教員は、研究成果を非公開とする必要がある場合、理由を付して申請することができます。

(2)非公開の判断

上記(1)による教員の申請もしくはその他の理由により、研究成果を非公開にすべきかどうか検討が必要となった場合、本学図書館長が当該研究成果の公開の可否を決定し、結果は、当該教員に通知します。

(3)想定される適用例外の理由

- ◆共著者の同意が得られない場合
- ◆出版者の同意が得られない場合
- ◆個人情報やプライバシーに関する内容を含むためインターネット上での公開が不適切である場合
- ◆捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ◆その他(例)発行版と異なる版の公開を差し控えたい。

※リポジトリ公開後に特許出願したものは、特許の取得ができませんので、リポジトリ公開前に特許を取得してください。

※著作権を出版社等に譲渡しており、著者最終稿を含むあらゆる版の公開が著作権者により許諾されない場合、オープンアクセスでの論文出版を行う費用(Article Processing Charge)を支払わない限り研究成果は公開できません。従って、非公開の申請を行うことができます。

※出版者が機関リポジトリへの登録を許諾していない場合は、図書館長の判断で非公開とする場合があります。

○ 研究成果の公開が不適切であると教職員が判断した場合、その理由を付して申請することができます。

(適用の不遡及)

第5条 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、施行日(2024年4月1日)以降に出版された研究成果に適用されます。契約行為に関わる多様な事例が想定されるため、方針の遡及的な適用は行いません。ただし、方針以前に公表された研究成果に対しても可能な範囲でリポジトリ登録を推奨します。

(研究成果の提出とリポジトリへの登録)

第6条 研究成果の発行版がリポジトリでも公開可能である場合、本学は当該発行版をリポジトリに登録することができる。出版社が発行版の公開は禁じているが著者版の公開を許している場合、研究成果の公開に同意した教員は、著者最終稿等の電子データを、できるだけすみやかに本学へ提出する。リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関わる事項は、「聖隷クリストファー大学学術情報リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

(1)共著者の許諾

複数人による共同著作物で、かつ著作権が出版者に移転せず著者に残っている場合、共著者全員の許諾が必要です。この確認は著者である教員自身が行います。合意文書等の提出は必要ありませんが、図書館では対象となる電子データ等が提出された時点で、共著者全員の合意が得られているものとして取り扱います。

また、学内の教員複数名が著者となっている場合、代表1名により登録申請を行ってください。

(2)出版者の許諾

学術雑誌等への掲載にあたって出版社や学協会等に著作権が移転している場合、許諾が必要です。リポジトリ登録にあたっては、明確な情報が得られない場合、投稿時に著者が出版者と合意した契約内容(著作権譲渡書、Copyright Transfer Form等)についてお尋ねする場合があります。

(3)リポジトリ登録への許諾条件について

出版社・学協会等が発行する学術雑誌に掲載された研究成果は、リポジトリ登録にあたって、

許諾条件が異なる場合がありますので確認が必要です。

- ◆版(version)の指定
- ◆公開禁止期間(embargo)の指定

(4)リポジトリへの登録が許諾される版(version)の確認

論文は、初稿から出版までの各段階で、査読の反映状況や出版者による版組の状態により、いくつかの版(version)に分けることができます。著者最終稿とは、査読後、acceptされる直前に著者が提供した原稿のことで、査読は反映されていますが出版者によるレイアウト調整等の手が加えられていない版を指します。商業出版社の多くは、著者最終稿のリポジトリ登録を許諾していますが、著者最終稿であっても、出版者版と同等の付加価値(コピーエディティング、書式設定、技術的改善、場合によってはページレイアウト等)を加えることは認められていません。

- ◆著者稿(出版者へ投稿した、査読前の原稿)
submittedversion、preprint、pre-refereeing
- ◆著者最終稿(査読後、出版者に受理された原稿)
finalauthor'smanuscript、acceptedauthormanuscript、postprint、finaldraftpost-refereeing、acceptedversion、peer-reviewedversion
- ◆出版者版:本方針でいう「発行版」(著者校正後、出版者版組後、出版された雑誌に掲載された論文)
publisher'sversion、publishedarticle、finalpublishedversion、VoR(VersionofRecord)

※リポジトリでは原則として本文データを登録可能な論文の全文情報のみを収集しています。しかし、出版者版がゴールド・オープンアクセスとなっているがリポジトリへの全文登録は不可の場合、本文データ無しとし、書誌情報のみを登録し、ゴールド・オープンアクセスとなっている出版者版へアクセスできるようリンクを記述します。

(5)公開禁止期間(embargo)の確認

出版者によっては、出版日から一定期間リポジトリでの公開を禁止している場合があります。図書館では登録申請を受け付け次第リポジトリに登録しますが、全文データの公開は公開禁止期間後に設定します。

(6)オープンアクセスの重複

外部のリポジトリの利用や、オープンアクセスジャーナル(オープンアクセス論文としての出版で、即時または一定期間後に全掲載論文がオープンになるジャーナル等)やハイブリッドジャーナル(購読型雑誌の中で一部の論文のみをオープンアクセスとするもの)によってオープンアクセスが実現している研究成果についても、大学として責任を持って研究成果を保管し、長期的なアクセスを保障するという観点から、リポジトリへ登録申請を行ってください。

(7)公開後のデータ利用

リポジトリで公開された研究成果は、特に表示がない限り、著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲内でのみ利用可能です。著作権法に規定されている私的使用や引用等の範囲を超える利用については、利用希望者が著作権者の許諾を得る必要があります。

- オープンアクセスの方法として、本学のリポジトリでの公開を行う場合は、著者最終稿を、図書館事務センター宛にお送りください。
- 確認作業の結果、出版社版のリポジトリでの公開が認められている場合は、登録者が出版社版を入手し、リポジトリで公開します。
- 研究成果の取り扱いについて疑義が生じた場合は、本方針及び本実施要領を優先します。

(その他)

第7条 本方針で定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、図書館運営会議、研究推進委員会等関係者間で協議します。

(改廃)

第8条 本方針の改廃は、図書館運営会議及び研究推進委員会の議を経て、部長会が行う。

オープンアクセス方針の改廃と同様に実施要領の改廃も図書館運営会議及び研究推進委員会の議を経て、部長会が行います。

【問合せ先】

聖隷クリストファー大学図書館 図書館事務センター

E-mail: cl-library@seirei.ac.jp

Tel:053-439-1416 Fax:053-414-1146

この実施要領は、2024年4月1日から施行する。